

愛南町こども誰でも通園制度キャンセルポリシー

令和8年3月制定

愛 媛 県 愛 南 町

(改定履歴)

改定日付	改定内容
令和8年3月	愛南町こども誰でも通園制度キャンセルポリシー制定

1. 目的

本ポリシーは、本町の公立施設で実施するこども誰でも通園制度において、利用者が利用予約後に利用をキャンセルした場合のキャンセル指針を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) こども誰でも通園制度

乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する事業)と特定乳児等通園支援事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の20第1項に規定する事業)を総称した制度をいう。

(2) こども誰でも通園制度総合支援システム

こども誰でも通園制度の認定申請、利用予約等を管理する国が構築したシステムをいう。

(3) こども誰でも通園制度実施事業者

こども誰でも通園制度を行う者をいう。

(4) こども誰でも通園制度実施事業所

こども誰でも通園制度を行う事業所をいう。

(5) 利用児童

本町の公立施設で実施するこども誰でも通園制度を利用する児童をいう。

(6) 利用者

利用児童の保護者をいう。

(7) 利用可能時間枠

こども誰でも通園制度を利用できる1月当たりの時間をいう。

3. キャンセル指針

(1) 利用者は本キャンセルポリシーを遵守しなければならない。

(2) こども誰でも通園制度総合支援システム等で利用予約をした時点より本キャンセルポリシーの対象とする。

(3) 利用者は、緊急の時を除いて、無断キャンセル、度重なる予約変更や利用予約時間を超えての利用をしないように努めなければならない。

(4) こども誰でも通園制度実施事業者は、利用者が無断キャンセル、度重なる予約変更や利用予約時間を超えての利用をした場合、今後の利用を拒否することができる。

(5) 利用予定日の前日12時(正午)をもって、予約が確定され、それ以後の利用内容の変更はできない。

(6) 予約確定後、利用児童の体調不良などによりキャンセルを希望する場合、利用者は速やかにこども誰でも通園制度実施事業所に連絡しなければならない。

(7) 予約を確定した時に、予約している利用時間分を利用可能時間枠から減算する。そのため、予約確定後に登園しなかった場合や利用時間を短縮した場合であっても利用可能時間枠は減算される。

(8) 予約時間外に登降園をした時、利用可能時間枠の残時間を減算し、利用者はその時間の利用料を支払わなければならない。

(9) (8)の際に利用時間枠の残時間が不足する場合は、不足する時間分について、利用者は1時間当たり300円を支払わなければならない。その際、こども誰でも通園制度で規定する減免は適用されない。また、1時

間未満の端数はすべて1時間に切り上げて請求する。

- (10) こども誰でも通園制度実施事業所は、利用児童に保育教材等を提供した際に発生する実費については、利用者に請求することができる。予約確定後のキャンセルにおいても同様の扱いとする。
- (11) こども誰でも通園制度実施事業所は、利用児童に給食、その他おやつを提供した際に発生する実費については、こども誰でも通園制度実施事業者が負担する。予約確定後のキャンセルにおいては、実費相当分を利用者に請求することができる。